

新	旧	備考
<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険の国別引受基準について</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00086 沿革 令和 7 年 3 月 14 日 一部改正</p> <p>中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00048）第 16 条第 1 項第 1 号に規定する「国又は地域ごとに定める引受基準」を下記のように定める。</p> <p>記</p> <p>国又は地域ごとに定める引受基準は、日本貿易保険が定める「国別引受方針」（以下「国別引受方針」という。）に基づき、次のとおりとする。なお、日本貿易保険は、国別引受方針をそのホームページにおいて対外的に周知するものとする。</p>	<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険の国別引受基準について</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00086 沿革 令和 4 年 10 月 11 日 一部改正</p> <p>中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00048）第 16 条第 1 項第 1 号に規定する「国又は地域ごとに定める引受基準」を下記のように定める。</p> <p>記</p> <p>国又は地域ごとに定める引受基準は、日本貿易保険が定める「国別引受方針」（以下「国別引受方針」という。）に基づき、次のとおりとする。なお、日本貿易保険は、国別引受方針をそのホームページにおいて対外的に周知するものとする。</p>	
<p>3 特定制限国</p> <p>② 下記(i)、(ii)のいずれかに該当するもの</p> <p>(i)～(ii) (略)</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p>	<p>3 特定制限国</p> <p>② <u>イラク国内における貨物の引渡しを支払条件と定めていない取引であって</u>、下記(i)、(ii)のいずれかに該当するもの</p> <p>(i)～(ii) (略)</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p>	
<p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [令和 7 年 3 月 14 日]</p> <p>この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。</p>	<p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [令和 4 年 10 月 11 日]</p> <p>この改正は、令和 4 年 10 月 12 日から実施する。</p>	